

公 告

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 齊 藤 祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6MT61EF00140		6MT11A60021 0001				17				
品名 または 件名										
非常用発電機点検整備役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST								9	
納地または工事場所				引 渡 場 所						
札幌病				札幌病						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
札幌病				令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。細部は、第7項（2）の契約条項を適用する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年10月23日（金）10時00分 自衛隊札幌病院 1 F カンファレンスルーム

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
 - ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 適用する契約条項等
- 駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
- (3) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金
免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (4) 入札の無効
- ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札開始時刻に遅れた者による入札
 - ウ 入札に関する条項に違反した入札
 - エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - オ 電報・電話・FAXによる入札

- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札決定方式
総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (7) 契約書の作成
落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (8) その他
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ 入札に参加する場合は、令和7・8・9年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。
ウ 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
オ 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：稲富）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第7項第8号イの資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和8年10月22日（木）17時00分までに担当者に到着したものを有効とする。
「令和8年10月23日（金）非常用発電機点検整備勤務 入札書在中」
カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。
キ 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。
ク 入札に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院 総務部 会計課 契約班（担当：稲富）
TEL：011-581-3101（内線：4239）
ケ 仕様書に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院 総務部 管理課 営繕班（担当：前田）
TEL：011-581-3101（内線：4253）
- (9) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所
(ア) 自衛隊札幌病院総務部会計課
(イ) 自衛隊札幌病院ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>
イ 掲示期間
令和8年9月25日（金）～令和8年10月23日（金）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕 様 書

- 1 役務件名
非常用発電機点検整備役務
- 2 実施場所
札幌市南区真駒内 1 7 番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地 # 7 0 1 病院棟
- 3 役務概要
非常用発電機の制御盤保守点検（1 年点検（消防法に規定する総合点検）） 2 台
非常用発電機エンジン部の点検整備 2 台
（非常用発電機製造メーカーが指定する C 点検、D 点検 各 1 台）
ディーゼル発電装置 明電舎 E-AF 1, 250 kVA
エンジン ヤンマー 立形単動 4 サイクル直接噴射式過給機付水冷ディーゼル機関
型番：12NHL-ETP
- 4 一般事項
 - (1) 総 則
本役務は、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（令和 5 年度版）及びメーカー仕様に基づき実施する。
 - (2) 現場管理
本役務実施に当たり、現場及び役務車両の通行等の安全対策に努め、請負者の責任において、ゴミの飛散、事故の防止、工程の管理に努めるものとする。
また、施設等の破損・汚損が生じた場合は速やかに監督官へ報告し、請負者の負担において原状に回復するものとする。
 - (3) 質 疑
本役務実施に際し、本仕様書の内容に相違がある場合又は明示のない場合で疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。
 - (4) 軽微な変更
監督官との協議により軽微な変更が発生した場合は、監督官の指示により適切に実施するものとし、協議・打合せ等の内容は全て打合せ簿に記載して、完成書類と共に提出するものとする。
また、軽微な変更については契約額の増額は行わないものとする。
 - (5) 発生材
発生材については、有価物（金属くず等）は監督官の指示する場所に搬入し、書類提出をもって引き継ぐ。
その他については、請負業者側が産業廃棄物として処分し、産業廃棄物管理票（マニフェスト E 票）（写）を提出する。
 - (6) 役務完了検査
本役務の終了に際し、監督官が指定する完了書類を提出して、検査官の検査を受けるものとする。

件 名	非常用発電機点検整備役務	仕様書番号	17
種 別	仕様書	頁番号	1 / 6
自衛隊札幌病院総務部管理課		令和 8 年 9 月 8 日	

5 特記事項

- (1) 本役務の実施時期については、監督官と協議するものとする。
- (2) 非常用発電機の整備は、1台ずつ実施するものとし、1台は常に運転できる状態を維持するものとする。
- (3) 非常用発電機制御盤の点検は別表第1「非常用発電機制御盤点検項目一覧表」に基づき実施するものとする。
- (4) 非常用発電機エンジン部分の点検整備は、別表第2「非常用発電機エンジン部点検整備内容一覧表」及び別表第3「非常用発電機交換部品一覧表」に基づき実施するものとする。
- (5) 希釈水溶液及び希釈率
純水（蒸留水）または市水を使用し、冷却水を30％に希釈して使用する。
- (6) 非常用発電機は地階非常用発電機室に設置されており、冷却塔は屋上（非常用発電機より直線距離で約23m上方）に設置されている。
- (7) 整備終了後、監督官立会いのもと試運転を実施し、必要に応じて調整を行うものとする。
- (8) 本役務終了後1年の間に当該機器に異常が発生した場合は、監督官の求めに応じて点検を実施するものとする。
- (9) 役務実施中に不具合事項を発見した場合は、速やかに監督官に報告し、指示を仰ぎ、必要に応じて修理見積を提出する。

6 提出書類

- (1) 消防法第17条の3の3に規定する「消防設備点検結果報告書」を3部作成し、役務完了時に他の役務書類と併せて提出するものとする。
- (2) 整備報告書については、任意様式にて役務完了後に提出するものとする。
- (3) 役務写真については、機器毎の着手前・主要な作業中・完了後を撮影し、A—4S版に整理し提出するものとする。

件名	非常用発電機点検整備役務	仕様書番号	17
種別	仕様書	頁番号	2 / 6
自衛隊札幌病院総務部管理課		令和8年9月8日	

非常用発電機制御盤点検項目一覧表

点検項目	点検内容	点検要領
設置状況	浸水・漏水の恐れがないか	目視点検
	照明器具の破損の有無	目視点検
	換気装置が正常に動作するかを確認	動作確認
	耐震装置の変形、損傷等の有無	目視点検
始動用直流電源盤	端子部の締付状況の確認	目視点検
	計器類の破損の有無及び指示値確認	目視点検
	蓄電池端子部締付ボルトの緩み及び錆の有無確認	目視点検
	計器類・表示灯・スイッチの破損の有無及び点灯確認	目視点検
	充電電圧及び蓄電池電圧・内部抵抗の測定（交換年の確認）	測定機器使用
	プリント板の変色の有無	目視点検
自動始動発電機盤及び同期遮断器盤	真空遮断器（3台）の普通点検	目視点検
	計器類・継電器・表示灯等の作動状況などが正常であるかを確認	メーカー仕様の保護連動表を基に実施
	発電機保護連動試験	継電器試験器で実施
	保護継電器単体試験	継電器試験器で実施
	A V R の特性確認（出力波形を観測し異常がないことを確認） 1 界磁電圧に欠けがなく発電機電圧が出力されていること。 2 電圧がスムーズに立ち上がり定格電圧が出力されていること。 3 無負荷運転時、電圧設定を 1 0 %急変動させた時、発電機電圧が応答し 2 サイクル以内で安定すること。	波形観測装置で実施
接地抵抗測定	接地抵抗値を測定し適正であるか否かを確認する	測定機器使用
絶縁抵抗測定	絶縁抵抗値を測定し適正であるか否かを確認する	測定機器使用
その他・付属装置	保護装置の配線ターミナル増締及び動作の確認調整	動作確認

件 名	非常用発電機点検整備役務	仕様書番号	17
種 別	仕様書	頁番号	3 / 6
自衛隊札幌病院総務部管理課		令和 8 年 9 月 8 日	

非常用発電機エンジン部点検整備内容一覧表

区 別	整備部分	整備内容	1 号機	2 号機
燃料系統	燃料噴射ポンプ	ラック目盛位置、摺動点検	○	○
		噴射時期及び調整ねじ緩み点検		○
		分解点検		
	燃料噴射弁	噴射圧力、噴霧状況点検調整		○
		分解清掃		○
	燃料油コシ器	ドレン抜き（ブローオフ清掃）	○	○
		分解清掃	○	○
	燃料タンク	沈殿物、水分の排出	○	○
フィードポンプ	フィードポンプの分解点検		○	
汲上ポンプ	燃料汲上ポンプの作動	○	○	
潤滑油系統	潤滑油ポンプ	主要部分の分解点検		○
	機関潤滑油	汚れ点検（スポットテスト）	○	○
		油量点検（検油棒上限迄）	○	○
	潤滑油コシ器	分解清掃	○	○
		ドレン抜き	○	○
	潤滑油冷却器	外観目視（錆・損傷点検）	○	○
		圧力（水圧、油圧）テスト		○
		分解点検清掃		○
ガバナ	油量点検	○	○	
過給機	油量点検（タービン側・ブロア側共油面計白線迄）	○	○	
冷却水系統	冷却水ポンプ	メカニカルシール又はグランドパッキン点検		○
		主要部分分解点検（インペラリング隙間計測）		○
	冷却水	冷却水成分分析（一次側）	○	○
	温調弁	分解、点検	○	○
ヘッド装置	シリンダヘッド	燃焼室のカーボン清掃		○
	吸排気弁	弁調整（弁頭隙間）	○	○
		吸排気弁座点検摺り合わせ		○
		弁バネ、バネ受け点検	○	○
カム軸	カム、タペットローラー点検	○	○	
往復運動部	ピストン	ピストン拔出しカーボン除去		○
		リング、リング溝点検		○
		ピストンピン、ピストン孔点検		○
		ピストンメタル点検		○
	連接棒	クランクピンメタル点検		○
		連接棒ボルト点検（締付力、トルクレンチチェック）		○
	シリンダライナ	シリンダライナ内径計測（絞りチェック）		○
		ライナ拔出しパッキン交換		○

件 名	非常用発電機点検整備役務	仕様書番号	17
種 別	仕様書	頁番号	4 / 6
自衛隊札幌病院総務部管理課		令和 8 年 9 月 8 日	

区 別	整備部分	整備内容	1 号機	2 号機
クランク部	主軸受け	主軸受けメタル点検		○
		主軸受けボルト緩み点検		○
	クランク軸	ピン、ジャーナル点検		○
		ハズミ車側クランク歯車締付ボルト点検		○
		デフレクション計測	○	○
	歯車	タイミングギヤ他当り背隙点検		○
調速装置	調速リング	点検調整		○
		注油及び摺動点検	○	○
過給機系統	ガバナ（機械式・油圧式）	分解点検又は洗浄		○
	過給機	ブローフィルター洗浄	○	○
		分解洗浄		○
		水圧テスト（分解の上）		○
	空気冷却器	外観目視点検、錆・損傷の有無	○	○
		圧力テスト		○
		分解点検、掃除		○
その他・付属装置	回転計	機関停止中指針が零を指しているか	○	○
	潤滑油圧力計	同 上	○	○
	冷却水圧力計	タンクヘッド圧力を指しているか	○	○
	燃料油圧力計	同 上	○	○
	流水継電器	配線ターミナルの増し締め	○	○
		動作確認	○	○
	油圧低下スイッチ	配線ターミナルの増し締め	○	○
		作動確認調整	○	○
	冷却水温度スイッチ	配線ターミナルの増し締め	○	○
		作動確認調整	○	○
	燃料フロートスイッチ	配線ターミナルの増し締め	○	○
		作動確認調整	○	○
	スピードリレー又はスイッチ	配線ターミナルの増し締め	○	○
		作動確認（過速度）調整	○	○
	セルモーター	接点、ブラシ等の点検	○	○
	煙道	消音器のドレン抜き	○	○
	エンジン盤	運転時間確認	○	○

件 名	非常用発電機点検整備役務	仕様書番号	17
種 別	仕様書	頁番号	5／6
自衛隊札幌病院総務部管理課		令和8年9月8日	

非常用発電機交換部品一覧表

番 号	部品名称 C点検交換部品	数 量	単 位
1	ガスケット	6	枚
2	タービンフィルタ	2	枚
3	パッキン	12	枚
4	カートリッジ	6	本
5	エレメント	2	本
6	シールワッシャ	20	枚

番 号	部品名称 D点検交換部品	数 量	単 位
1	ガスケット	12	枚
2	パッキン	224	枚
3	タービンフィルタ	4	枚
4	カートリッジ	12	本
5	Oリング	54	個
6	燃料フィルタ	4	個
7	シールワッシャ	20	枚
8	潤滑油	500	L

件 名	非常用発電機点検整備役務	仕様書番号	17
種 別	仕様書	頁番号	6 / 6
自衛隊札幌病院総務部管理課		令和 8 年 9 月 8 日	